20 歳代 - 8-2%

<sup>∕</sup> 年代別 【グラフ2】

30 歳代 〈6.7%

40 歳代

#### ■平成28年度に寄せられた消費生活相談の割合

給与生活者

職業別 【グラフ3】

# ▽問い合わせ先=大船渡市消費生活センター(☆内線1



市消費生活センター」を開設な生活を送れるよう、「大船渡の相談や苦情などを受け付け、の相談や苦情などを受け付け、 及により、 ています。 雑化に伴ったトラブルが増えサービス内容や料金体系の複 インター ます。 れに伴い、 (光回線の卸売り)などでも、 光コラボレー き込まれるケー 販で物やサービスなどを簡単 身近な存在になりました。そ になった反面、 に購入することができるよう しています 市では、 また、 近年、スマー 電力の・ ネット回線におけ このような消費生 インターネット通 インターネット ションモデ トラブルに巻 小売自由化や スが増えて トフォンの普

ル る

で

大船渡市消費生活センタ

ついて紹介. 活センター いて紹介します -の業務内容などには、大船渡市消費生

## 本号では、

## 主な業務内容

び掛けています。

前講各

困つ

た !!

と思ったら、

大船渡市消費生活セ

ン

タ

## 1 相談・苦情受け付け

にご相談くださ

3 4

また、 関する相談に応じ、相談内容事故の苦情などの消費生活に などを行うこともあります。 や各種情報の提供を行います。 により問題解決のための助言 悪質商法による被害や商品 必要に応じてあっせん

## 2

話が多数かかってきた場合は、が来たときや、特殊詐欺の電 防災行政無線などで注意を呼

っています。

師を派遣する「消費生活出前種学習会・研修会に無料で講また、地域や企業などの各 せるよう、 する注意点など、さまざまな債務整理方法や悪徳商法に対 講座」も行っています。 情報提供を行 「消費生活情報」を掲載して、 3 情報提供 消費者が安全・ 広報おおふなとに隔月で

必要な情報を収集

安心に暮

### 啓発活動

消費生活相談の 要

いる人からも相談を受け付け陸前高田市・住田町に住んでについて、大船渡市のほか、生活に関する問い合わせなど ラブルについての相談、 る苦情や、 います。 は、 商品やサ 事業者との契約ト ービスに関す 消費

10件減少しました。 は255件で、前年度に比べせられた消費生活相談の件数

平成28年 ・度にセン タ に寄

て

す【グラフ1】。 女性が48・2%となっていま 性117件 める割合は、 なっており、 男女別の 相談件数では、 男性が45・9% 総相談件数に占 女性123件と 男

体の4割以上を占めなっており、60歳代が34件(13 件(29・0%)と最も多く、 いで 年代別では70歳代以上が 40歳代が49件(19 上を占めています60歳代以上で全 件(13・3%)と · 2 % 次

26. 7% 60歳代 50歳代 13.3% 11.8% 学生 家事従事者 録されて 【事例1】架空請求 事例と対応策を紹介します。 いたら、 られています。 ングのトラブルがうまく解決 を購入させられた」「クリ た」「悪質な訪問販売で、 あ しない」とい スマ 最近、多く寄せられる相談 ったので、 ダル 突然請求の画面が出 いる。 った相談が寄せ

70 歳代以上 29.\0%

20 歳未満

連絡するように」との表記が SMSメールが届いた。「至急 の未払い料金があるという トフォンに有料サ 電話をしたとこ 料金 に会員登 0)

《対応策》 は登録した覚えはない。 払いがあり、 このままでは裁 自

分

女性 男女別 男性 48.2% 【グラフ1】 45.9%

「インター

ネッ

を閲覧して

商品

消費生活センター

・には、

最近の相談事例

を教えることになり、執拗な 手と連絡を取ることで、自分 の住所や名前などの個人情報 のは所や名前などの個人情報 に情報を提供 要求を受けることになります 詐欺が疑われる場合には、 ルなどを保存して、 しましょう。 警察

必ず安くなるから乗り換えないか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話話した。その後、業者の電話のようながある。 契約しているプロ 【事例2】インター 

することが大切です 十分に検討

従前のプロバイダへの 利用環境や目的を考慮 した上で契約

情報の取り扱いには十分注意てむやみに回答しないなど、 しましょう。 れることがある重要な情報で る契約も、訪問販売・電力会社の新たな料金 不審な問 い合わせに対

広報大船渡 30.3.5(No.1122) (5)

変更後、ロバイダ ると、 ると、斤、ハ!」たプロバイダの料金を確認すたが、これまで契約してい 額になることが分かった。 イダの 新しい契約先の方が高 、これまで契約していめの変更が行われた。

(26·7%)、家事

談者に多かった還付金詐欺の急増したのは、70歳以上の相談が最も多くなっています。

の相

分

 $\nabla$ 

午前8時30

3分~午後5㎝=毎週月~金㎜

·後 5 時

15 日

30 分 ~

職業別では、

件(11・8%)となって

相談でした。

相談などは、

次の日時・埋

場

▽場所= ※ 祝<sub>日</sub>、

市役所本庁1階生協

年

末年始を除く

奥

【グラフ3】。

相談の内容は、

インター

ネッ

トに関する相 年代を問

お気軽にご利用くださ

《対応策》 違約金が必要」 と説明している。解約には、 解約を申し出たが「きちん と言われた。

事業者とは契約しないようにください。書面の交付を拒むま、電話口では承諾しないで契約内容がよく分からないま 求め、 認し、 しましょう。 をしっかり確認しましょう。 契約する事業者名を必ず 契約前に書面の交付を ビス内容や利用料 確

自分の ると、 ります。「今より料金が安くな る」ことだけにとらわれず、 解約費用が発生する場合があ また、 プロバイダを変更す

変更の際の本人確認に利用さ

番号など、

号など、検針票に記載されお客様番号や供給地点特定

ている情報は、

電気の供給者

じた「初期契約解除制度」によばクーリング・オフ制度に準契約後、一定期間内であれ ます。 解約が 可能な場合が あ

## 【事例3】電力小売全面自由化 「電気代が安くなる」という

まった。 号などの契約内容を答えてし を確認したいと言われ、 の検針票に書かれたお客様番 れるままに利用中の電力会社 電話があっ その後、電話が現在 た。現在の電気料 聞か

なった。

契約している電力会社からで 《対応策》

#### 金に関 L